

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年6月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500395 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600014 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 20 年 12 月 15 日から平成 24 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 20 年 12 月から平成 24 年 3 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 15 万円とする。

平成 20 年 12 月から平成 24 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 12 月から平成 24 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 20 年 12 月 15 日から平成 24 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、給与の総支給額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に比べて低い額に記録されているので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、平成 20 年 12 月から平成 21 年 6 月までの期間、平成 22 年 2 月、同年 8 月から平成 23 年 11 月までの期間及び平成 24 年 1 月から同年 3 月までの期間については、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されているが、請求者又は事業主から提出された給料明細により、請求者は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額 (9 万 8,000 円) を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い 15 万円の標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、上記以外の請求期間のうち、平成 21 年 7 月から平成 22 年 1 月までの期間、同年 3 月から同年 7 月までの期間及び平成 23 年 12 月については、オンライン記録によると、請求者の

標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、給料明細などの厚生年金保険料控除額が分かる関連資料はないものの、請求者から提出された給与振込口座の預金通帳（写し）による給与振込額及び上記期間の給料明細により、当該期間においても、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく保険料より高い15万円の標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたと推認される。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の給料明細及び預金通帳（写し）による給与振込額により確認又は推認される厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年12月15日から平成24年4月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に対し誤って提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所又は年金事務所は、請求者の当該期間に係る報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500385 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600015 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月から昭和 46 年 5 月まで
② 昭和 46 年 11 月から昭和 49 年 12 月まで

A社に勤務した請求期間①及び親族が経営していたD社(適用事業所名簿によると、C社)に勤務した請求期間②に係る厚生年金保険被保険者記録がない。請求期間①及び②について、給与明細書などの資料は所持していないが、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社では大学の食堂における調理業務に従事したと主張しているが、請求期間①当時に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる社会保険事務担当者及び複数の同僚は請求者を記憶していない上、これらの者の中に、大学の食堂で勤務したとする者はいないほか、当該社会保険事務担当者及び同社の商業登記簿謄本により請求期間①後に役員となったことが確認できる当該同僚のうちの一人は、同社において大学の食堂を運営したことはない旨陳述している。

また、A社を平成 26 年 4 月 1 日に合併したB社は、請求期間①当時のA社に係る社会保険関係の届書の控えは全て保管しているが、請求者の氏名は確認できないと回答している。

なお、請求者が勤務先であったとする大学に食堂の委託事業所について照会したが、保存期間経過により資料は保管していないとしており、A社が当該大学で食堂を運営していたか確認できない。

2 請求期間②について、C社の元事業主(請求者の長兄)の子で、同社の元清算人は、請求期

間②当時の資料は保管していないが、自身が10歳ぐらいの頃に、請求者が同社で仕事をしていたのを見た記憶がある旨陳述している。

しかしながら、上記C社の元事業主は、請求者の住宅が会社に隣接していることから、請求者に仕事を2、3度手伝ってもらったことがあるかもしれないが、請求者を雇ったことはない旨陳述している。

また、請求期間②当時にC社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、請求者を記憶していないとしており、請求者の請求期間②における勤務状況について確認することができない。

さらに、上記元事業主の子は、請求期間②当時において、請求者のほかに、請求者の兄の一人がC社で仕事をしていたのを見た記憶がある旨陳述しているが、オンライン記録及び同社に係る厚生年金保険被保険者原票において、当該兄の厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

- 3 請求期間①及び②に係る各事業所について、それぞれに該当する事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票を確認したが、請求期間①及び②において、請求者の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500443号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(脱)第1600001号

第1 結論

昭和44年4月1日から昭和48年4月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年4月1日から昭和48年4月1日まで

支給済期間 : ①昭和44年4月1日から昭和44年8月31日まで
②昭和44年10月1日から昭和48年4月1日まで

年金事務所から届いた被保険者記録照会回答票には、A社(支給済期間①)とB事業所(支給済期間②)における厚生年金保険の加入期間について脱退手当金を支給した旨記載されている。しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶が全くないので、調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の支給済期間①及び②の事業所に係る請求者の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録により確認できる請求期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りがないことから、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。